(5)　栽培は慣行法に準じ、気象等に対応して防風網・ビニルハウス等の設置を行う場合がある。
(6)　使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えイネの種子等を洗浄するための洗場を設置している。
(7)　本遺伝子組換えイネの隔離ほ場外への漏出を防止するために、浸透ます等の設備を排水系統に設置している。
(8)　花粉の飛散を減少させるため、水田を囲う植込みや隔離ほ場の周りに防風林を備えている。
2　隔離ほ場の作業要領
(1)　隔離ほ場内の水田周辺において適切な除草管理を行う。
(2)　本遺伝子組換えイネ及び同時に栽培したイネを隔離ほ場外に持ち出す場合には、第二種使用等としての遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年6月18日法律第97号）第12条又は第13条で定める拡散防止措置を実施する。
(3)　(2)以外で、隔離ほ場内で本遺伝子組換えイネ及び同時に栽培したイネの不活化を行う場合は、試験終了後、地上部は刈り取り、オートクレーブ又は焼却炉を用い確実に不活化する。残りのイネの残渣及び発生した植物は隔離ほ場内に埋設又はすき込み処理により確実に不活化する。
(4)　使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄し、隔離ほ場内の植物残渣、土等を外に持ち出さない等により、意図せずに本遺伝子組換えイネが隔離ほ場外に持ち出されることを防止する。
(5)　隔離ほ場の設備が有する機能が発揮されるよう維持及び管理を行う。
(6)　(1)から(5)までに掲げる事項を、第一種使用等を行う者に遵守させる。
(7)　本遺伝子組換えイネによる生物多様性影響のおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

## ○近畿地方整備局告示第百十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号
近畿地方整備局長　19
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社Ｉ－ＰＥＣ
三　(1)　評価員の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 殿西　幸弘、立石　涼一 |
| 変更後 | — |

(2)　変更年月日
平成二十四年四月一日

## ○近畿地方整備局告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年五月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　滋賀県
二　都市計画事業の種類及び名称　近江八幡八日市都市計画道路事業三・四・一号近江八幡能登川線
三　事業施行期間　自平成二十四年五月二十五日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　滋賀県東近江市伊庭町字西川久保、字小台、字台の越、字台及び字北高岸、能登川町字小臺、猪子町字南夜這及び字北夜這並びに山路町字平井及び字井関地内
使用の部分　なし

## ○近畿地方整備局告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年五月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　滋賀県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年近畿地方整備局告示第百二十三号彦根長浜都市計画道路事業三・四・十九号原松原線
三　事業施行期間　自平成二十二年四月一日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

## ○北海道開発局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十五日

北海道開発局長　高松　泰

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百三十六号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道広尾郡広尾町字ビタタヌンケ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一四〇林班から同町字ビタタヌンケ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四二林班ろ小班まで | 前 | 二九・三一～四七・九九～七九・三九（メートル） | ○・○七○○（キロメートル） |
| | 後 | | ○・○七○○ |
| 北海道広尾郡広尾町字モエケシ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四三林班に小班地内 | 前 | 二五・二八～七三・六三 | ○・○八○○ |
| | 後 | 二五・二八～九八・一九 | ○・○八○○ |
| 北海道広尾郡広尾町字ヲリコマナイ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四四林班お小班地内 | 前 | 四〇・一七～五二・一七 | ○・○三四 |
| | 後 | 四〇・一七～五二・七九 | ○・○三四 |
| 北海道広尾郡広尾町字ヲリコマナイ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四四林班ろ小班地内 | 前 | 二三・四四～八三・二二 | ○・一一一 |
| | 後 | 二四・二二～九九・八五 | ○・一一一 |
| 北海道広尾郡広尾町字フンベ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四五林班へ小班地内 | 前 | 二一・一六～二六・六二 | ○・○二二三 |
| | 後 | 二一・一六～二六・六二 | ○・○二二三 |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部